

令和5年度市民まちづくり活動促進テーブル

第1回本部委員会

会 議 録

日 時：2023年5月31日（水）午後1時30分開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開 会

○事務局（木村市民活動促進係長） 本日は、お忙しいところ、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

ただいまより令和5年度市民まちづくり活動促進テーブル第1回本部委員会を開催させていただきます。

会議を始めるに当たり、市民文化局長の前田からご挨拶をさせていただきます。

○前田市民文化局長 改めまして、皆さん、こんにちは。市民文化局の前田でございます。本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様は、既にご承知かと存じますが、市民まちづくり活動促進テーブルは、札幌市市民まちづくり活動促進条例の第17条に基づく附属機関でございます。平成20年度の設置から8期目と回数を重ねまして、この間、委員の皆様のご多大なるご尽力によりまして、例えば、さぼ一とほっと基金の開設など、市民のまちづくり活動を進めるための様々な取組が進んできたものと認識しております。

一方で、新型コロナウイルスや物価高騰など、厳しい社会状況が市民生活に大変大きな影響を及ぼしております。社会的な孤立や経済的な困窮など、地域の課題はますます複雑、多様化しており、誰もが暮らしやすい魅力的なまちとして札幌がこれから発展していくためには、市民、企業、町内会、NPOなど、様々な皆様のお声をしっかりと受け止め、一層進めていく必要があります。

さて、今年度は、令和6年度から始まります第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定を行う大変重要な年となっております。計画の策定に際しましては、アンケートや意見交換会など、幅広く市民ニーズを把握し、実効性のある計画としたいと考えております。この協議の一環といたしまして、財政的な支援の在り方についてもご協議をいただき、活動されている方にとってより使いやすいさぼ一とほっと基金の仕組みへの見直しを進められたらと考えております。

委員の皆様には、大変短い期間で非常に幅広く、また、深いご議論を頂戴することになると存じますが、引き続き、皆様の経験や知見から貴重なご意見を賜ればと思っておりますので、改めてお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（木村市民活動促進係長） 前田局長、ありがとうございました。

本日のこの会議は公開で行われることとなっております。また、この会議の内容は、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載いたします。そのため、各席に録音するための機器を接続したマイクを置かせていただいておりますので、発言される際はマイクを使うようお願いいたします。

本日は、臨時委員3名のうち、加納委員と高山委員にご出席をいただいております。なお、久保委員は、ご都合が悪く、本日は欠席されております。

臨時委員の任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、コロナ禍

で活動に苦慮する団体の相談や支援を行い、実情を把握するお立場から今年度は議論に加わっていただきます。臨時委員の委嘱状につきましては、手交はせず、机の上に置かせていただき、交付に代えさせていただきます。ご了承願います。

本日は、令和5年度初めての会議であり、臨時委員の方や事務局も替わっておりますので、各委員から自己紹介をしていただきたいと思います。

恐れ入りますが、倉知委員長から座席の時計回りの順番で簡単に一言ずつお話をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. 自己紹介

○倉知委員長 昨年度に引き続き委員長を務めさせていただきます倉知と申します。皆様が発言しやすいように会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○土田副委員長 副委員長の土田でございます。昨年度に続きまして2年目でございます。委員長の補佐をしながら会がうまく進行するように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○武岡委員 札幌大学の武岡でございます。行政学、地方自治を専門に勉強しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉岡委員 北海道文教大学の吉岡と申します。専門は社会教育ですがけれども、その中でも、特に保護者、親の学び、子育て支援が専門となっております。また、地域活動として、さっぽろ子育てネットワークの事務局次長や父親ネットワーク北海道の事務局長などしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田委員 イオン北海道の千田と申します。環境社会貢献を担当しております、こちらでは審査部会の2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員 池田食品の池田といいます。お豆とかりんとうをつくっております。札幌商工会議所総務委員長という立場で参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加納委員 皆さん、こんにちは。初めましての方もたくさんおられます。NPO法人札幌チャレンジドという、障がいのある方がITを使って社会参加や働く支援をしている団体の代表の加納と申します。臨時委員ということで、3年ほど前、ちょうどコロナが始まって市民活動が一斉に何もできなくなって、団体が非常に大変な状況になり、最終的には、ひとり親家庭の方や貧困の方なんかの話がどんどん入ってきて、これは何とかしなければということで、提言書を札幌市にお渡ししました。それに対する賛同団体をたしか90団体ぐらい集めました。そういうご縁からコロナ対策の臨時委員ということで3年間ほどやらせていただいております。恐らく今年度で最後になるとは思いますが、本日、参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○高山委員 同じく臨時委員を務めております特定非営利活動法人北海道NPOファンドの高山と申します。

北海道NPOファンドでは遺贈というものを原資に市民活動への助成を続けてまいりました。さぼーとほっと基金はこれまでもNPOに大きく貢献するものとなっているわけですが、この促進テーブルにおいては、さらに活用していただける基金になるようNPOの立場から意見を出させてもらえればと思っております。よろしく申し上げます。

○下山委員 札幌ボランティア連絡協議会理事、また、厚別区ボランティア連絡会の会長をしております下山といいます。ボラ連は、講演会、研修会、学生ボランティアとの交流、地域に対しての貢献など、ボランティアの裾野を広げるとともに、ボランティアの質を向上させるよう日々頑張っています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○妻倉委員 特定非営利活動法人障がい者就労支援の会 あかり家で、障がいのある方の就職の支援のほか、就職は希望されないのですが、何か作業して収入を得たいという方々の支援をしております妻倉です。よろしく願いいたします。

○石川委員 石川と申します。名簿に書いてあるとおり、豊水小学校大典記念文庫活用プロジェクトということで、豊水小学校にある今使われていない大正時代の図書館の活用やすすきののまちづくりに関することを行っていき、文化・芸術に関するまちづくりをやっています。今、すすきののお寺さんと協働し、お寺で寺子屋という教えの場をつくるプロジェクトをしております。また、「すすきの怪談」ということで、すすきで怪談をつくろうというプロジェクトが動いています。さらには、室蘭では、室蘭アートプロジェクトという文化・芸術に関する企画制作も行っていきます。よろしく申し上げます。

○山口委員 山口と申します。白石区南郷丘町内会の副会長をしております。今年度は、12年目になりますけれども、白石地区ネットワーク協議会の情報交流部会の副部長もしており、今年度は4年ぶりにいろいろな地域の活動が動き始めていて、それに奔走するような状況となっております。皆様の貴重なご意見も伺いながら勉強をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 委員の皆様、ありがとうございました。

続いて、事務局を紹介させていただきます。

まず、市民自治推進室神室長です。

○事務局（神市民自治推進室長） 市民自治推進室長の神です。よろしく願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 続きまして、市民自治推進課の川村課長です。

○事務局（川村市民自治推進課長） 市民自治推進課長の川村です。よろしく願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 市民活動促進担当課の大島担当課長です。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 大島でございます。引き続き、よろしく願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 市民自治推進課の藤間推進係長です。

○事務局（藤間市民自治推進課推進係長） 藤間です。よろしく願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 次に、本部委員会と事業検討部会を担当する土田職員です。

○事務局（土田職員） 土田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） さぼーとほっと基金の審査部会を担当する米田職員です。

○事務局（米田職員） 米田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 同じく石丸職員です。

○事務局（石丸職員） 石丸です。よろしくお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 最後に、私は市民活動促進係長の木村と申します。今年もよろしくお願いいたします。

なお、調査や資料作成など、基本計画に関わる補助業務を担っていただきます、株式会社D A Z Z L I N G様も本日出席していただいておりますので、ご紹介いたします。

酒井代表です。

○株式会社D A Z Z L I N G代表 酒井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 次に、小柳様です。

○株式会社D A Z Z L I N G 小柳です。よろしくお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） これからは株式会社D A Z Z L I N Gの皆様にも会議に同席していただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 諮問書の交付式

○事務局（木村市民活動促進係長） 次に、諮問書の交付式に移ります。

市民まちづくり活動促進条例第17条第2項第1号において、促進テーブルは、市長の諮問に応じ、市民まちづくり活動促進基本計画に関し、調査審議し、及び意見を述べることとされております。

本日は、市長に代わり、市民文化局長から諮問書を交付いたします。

倉知委員長と前田局長は前方にご移動願います。

○事務局（前田市民文化局長） 諮問書。

市民まちづくり活動促進テーブル本部委員会委員長倉知直美様。

札幌市長秋元克広。

札幌市市民まちづくり活動促進条例に基づき、本市の市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の見直しに関する下記の事項について諮問いたします。

1、諮問事項。

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の見直しの基本的方向性について。

2、諮問理由。

札幌市では、札幌市市民まちづくり活動促進条例に基づき、令和元年5月に策定した第

3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画に沿って、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んでおりますが、令和5年度末で計画期間が終了することから、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の見直しを実施いたします。

つきましては、社会情勢等の変化を踏まえ、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画見直しの基本的方向性について、貴会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） ありがとうございます。

前田局長は、この後、公務があるため、ここで退席させていただきます。

ご了承ください。

○事務局（前田市民文化局長） 大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

〔前田局長は退席する〕

○事務局（木村市民活動促進係長） それでは、議事に入る前に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元の左側には、次第、別紙1の座席表、別紙2のテーブル委員の名簿があります。次に、右側ですが、A4判カラーの資料1の札幌市市民まちづくり活動促進基本計画について、A3判横版のカラーの資料2の第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の実施状況です。資料3は、両面3ページホチキス留めのさぼーとほっと基金の概況、そして、この資料の別紙のさぼろのまちづくりに子どもの声を届けようというもの、別紙2の白黒両面のさぼーとほっと基金について、別紙3のさぼーとほっと基金に関するアンケート調査案です。資料4は、複数枚とじてあるカラーの札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例について、資料5のA3判横のカラーの第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画策定に向けて、資料6のA3判縦の第4期基本計画策定のスケジュールです。それから、参考資料として札幌市市民まちづくり活動促進条例という緑色の冊子をお配りしております。

それでは、ここからの進行は倉知委員長にお願いいたします。

4. 議 事

○倉知委員長 それでは、議題（1）の第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の概要・振り返りについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 昨年12月の本部委員会及び3月の事業検討部会において、第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の令和3年度までの取組の振り返りを行ってきました。

本日は、令和4年度の実績を中心にご説明をさせていただきますが、さぼーとほっと基金と札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例については議題の項目として設けておりますので、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

まず、資料1の札幌市市民まちづくり活動促進基本計画についてをご覧ください。

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の基本計画の目的、基本計画の位置づけなどについて簡単にご説明をさせていただきます。

基本計画の目的は、札幌市市民まちづくり活動促進条例第1条に定められており、市民、事業者、市が連携・協力をしてまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することです。この目的の実現に向けて活動促進施策を総合的かつ計画的に推進するために基本計画を策定しています。

基本計画の位置づけについてですが、札幌市自治基本条例第23条に市民によるまちづくり活動の促進が規定されており、この第23条に基づいて札幌市市民まちづくり活動促進条例が定められ、さらに、この促進条例に基づいて基本計画が策定されているという位置づけになっております。また、札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画という位置づけにもなっております。

戦略ビジョンというのは、まちづくりの指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる総合計画です。第3期基本計画は平成25年度から令和4年度までの10年間のビジョンに基づいておりますが、令和4年度から13年度までの第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンのビジョン編が、令和4年10月に策定されましたので、今後はこれを踏まえていく必要があります。また、個別計画には、さっぽろ子ども未来プランなど、幾つかあるのですが、こういった各分野の関連計画とも整合性を図っております。

基本計画に定めることとしては、市民まちづくり活動の促進に関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項などです。現在の第3期基本計画では、①参加促進、②運営体制強化、③連携促進と基本目標を三つ定め、それぞれに成果指標を定めて達成状況を管理しております。これから策定を進める第4期基本計画の計画期間は、令和6年から令和10年までの5年間です。

続きまして、資料2の第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の実施状況をご覧ください。

第3期基本計画の主な事業実績に関し、基本目標ごとに成果指標と達成状況のほか、目標達成するために市がどのような事業を行ったか、主な取組を一、二例ずつご報告いたします。

まず、1の参加促進の1-1の幅広い市民まちづくり活動への参加の促進です。

市民まちづくり活動に参加している人の割合を成果指標としておりますが、この指標については、これまでの会議でも議論になりましたとおり、まちづくり活動を幅広く捉え、個人で行うごみの分別、ごみステーションのマナー遵守といった基本的なマナーとも言え

る活動への参加から、町内会や地域の団体として行う通学路などでの安全確認、交通安全啓発運動への参加、環境美化活動、高齢者の見守り活動など、全てを含んでいます。

令和4年度の実績は86.3%です。平成30年度と比べて実績は上昇しているものの、令和5年度の目標として掲げた95%には及ばない状況です。

幅広い市民まちづくり活動への参加の一例として、福祉の分野のボランティアとして参加していただく事業があります。

資料右側の計画事業をご覧ください。

ボランティア振興事業では、ボランティア登録状況が個人2,014人、団体543団体、3万3,275人となりました。

地域ぬくもりサポート事業では、障がいのある人に対する地域住民による有償ボランティア活動になりますが、利用登録者数722人、地域サポーター登録者数617人の実績となりました。そのほか、資料に記載したとおり、子育てや防災など、様々な活動への参加が増えるよう取り組んでおります。

次に、1-2の地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援です。

町内会加入率を成果指標としており、令和4年度の実績は69.4%で、平成30年度の70.49%という実績と比べて、1.09ポイント低下しました。また、令和5年度の目標として掲げた71%に届かない状況です。

地域コミュニティの活性化に向けては、町内会活動総合支援事業として、町内会が抱える課題や悩みを聞き取り、町内会の活性化に向けて助言するアドバイザーを15地域、合計56回派遣するなどの取組がありますが、詳しくは条例と併せて別にご説明いたします。

2番目に、運営体制強化です。

市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援でございます。

成果指標として四つの項目を掲げていますが、令和4年度の実績は平成30年度と比べて減少となっております。具体的には、まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数は現在調査中ですので、後日、ご報告をさせていただきます。

市民活動サポートセンター登録団体は1,143件、さぼーとほっと基金登録団体は291件、市内の認証NPO法人は905件、それぞれの登録団体は減少傾向にあり、令和5年度の目標として掲げたまちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数3,000件の達成も難しいものと思われまます。

次に、2-1の市民まちづくり活動団体に対する拠点施設での支援としては、市民活動サポートセンター運営管理事業がありまして、令和4年度は同センターの利用者数が3万2,818人、利用登録団体数が1,319団体、利用登録個人数が83人という実績でした。

2-2の市民まちづくり活動団体の組織力強化に資する人材の育成としては、活動団体向けに会議のスキルや広報プロモーション、ライティングの基本など、まちづくり活動に必要なスキルを学ぶための講義や演習をする、地域まちづくり人材育成事業を実施しまし

た。3回セミナーを開催し、参加者は90人でした。このほか、生涯学習センターのちえりあでの市民活動系の講座や、小学生から大学生までの次世代の担い手を育成する事業などが行われております。

2-3の市民まちづくり活動団体の活動資金の調達のための支援としては、さぼーとほっと基金や地域福祉に関する助成金などがありますが、さぼーとほっと基金については後ほどご説明させていただきます。

2-4の市民まちづくり活動団体の活動の場の確保に向けた支援としては、小学校併設地域交流施設整備費があり、小学校の改築等に合わせ、まちづくりセンターや地区会館等を併設しております。令和4年度は、本町小学校に多目的ホールを設置するなど、3件の実績があります。このほか、資料に記載したとおり、単位町内会が持つ会館（市民集会施設）への補助や町内会館以外にも、企業や地域の遊休スペースの改修への支援など、活動の場の確保に向けて支援をしております。

3番目の連携促進についてです。

3-1の多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援です。

連携している市民まちづくり活動団体の割合を成果指標としておりますが、現時点ではこの実績値を把握できていないため、これから実施するアンケート調査で把握していきたいと考えております。多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援の関連事業として、地域課題解決のためのネットワーク構築事業があり、NPOと町内会という多様な活動団体が連携し、地域の課題解決に向けた事業に対して助成をしております。令和4年度は、6件の事業に対して、400万6,000円の補助実績があり、NPOと地域とのマッチング支援により、7団体を地域に派遣しました。NPOとの連携のほか、商店街との連携や学校との連携など、様々な連携に向けた事業を行っております。

3-2の企業の社会貢献活動の促進です。

企業のまちづくり活動への参加数を成果指標としております。令和4年度は、1万5,636件の参加がありました。平成30年度と比べて実績は上昇しているものの、令和5年度の目標として掲げた2万700件には及ばない状況です。関連事業としては、企業による市民活動促進事業があります。本事業では、地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業を認定する、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度があり、令和4年度末時点で登録企業数は70社、認定企業数は55社でした。また、企業と札幌市が協力してまちづくりに取り組むことを定めた包括的協定である、さっぽろまちづくりパートナー協定の協定締結企業数は、20協定、27社となっています。

資料2に関する説明は以上で、この議題に対する私の説明は以上となります。

○倉知委員長 ただいまの説明に対して各委員からご質問やご意見がありましたら挙手をお願いします。

○加納委員 大切なことだと思うので、聞かせていただきたいと思います。

私は、20年以上、こういう活動をしていますし、企業にもいましたけれども、常に世

の中がどう流れているのか、世の中の流れを一步でも半歩でも先に行き、自分たちには何ができるのかを考えていかなければいけないと思っています。その上で、この資料は今日初めて見たのですけれども、すごく面白い傾向が出ているなど思ったことがありましたので、お話しいたします。

1の参加促進のところですが、アンケート調査というのは個人に対するものですよね。平成30年度から令和4年度に関しては、コロナの影響はあったとしても、平成30年度比で増えていますし、令和元年度比でもそんなに落ち込んでいません。

私は、ちえりあにおいて、社会に役立つ仕事づくり講座の講師を毎年2講座ぐらいやっているのですが、それに参加する受講者を10年ぐらいの傾向で見ますと非常に増えてきていますし、年齢層が広がっているのです。今年やったものは20代から60代までいます。昔は割とシニアの方が多かったのですが、何か社会に役立つことをやりたいという人が増えているのです。そして、その要因としてSDGsの広がりみたいなものを感じています。一方で、2の運営体制の強化の数字を見ますと団体という位置づけでの数字ですよ。平成30年度から令和4年度に向けてどの数値も下がってきているわけで、ここから社会活動の個人化が進んでいると見えるのかなと思っています。

大学の先生を前にこういう分析をするのもなんでして、後でご意見をぜひ聞かせてほしいと思っています。これは僕の肌感覚でもそうですし、実際、NPO法人数は全国的にも減っています。今、NPO法人数は全国で5万ちょっとで、一般社団法人が7万から8万ぐらいです。一般社団法人ができてからまだ10年ですけども、あつという間に逆転してしまいました。つまり、NPOをつくらず、一般社団でやる人が圧倒的に増えているのです。

これは法人格の話ですけども、個々を見ていても二、三人で小さく自分たちでやりたいことをやる、たくさんの人で議論をするのは面倒くさいし、嫌だという人がすごく増えていて、そういう時代の流れがこの数字から明らかなのではないかと思うのです。これについてはぜひ皆さんの意見を聞かせていただきたいです。そして、もしその時代の流れの読みがそういうことであれば、令和6年からの5年間では、施策のある種の一つの前提条件について、それを念頭に考えていかないといけないのではないかというご提案です。

○倉知委員長 今の意見に対して発言したい方はいらっしゃいますでしょうか。

○吉岡委員 加納委員の分析というか、ご指摘は子育て支援の分野でも同じです。子育てサークルなどが20年や30年ぐらい前はまだあったのですけれども、だんだんと個人化してきて、そういうことが本当に難しくなっているというのは世の中の流れかなと思いつつながらお話を聞かせてもらいました。一方で、それによって子育ての状況がよくなったかというところでもないのです。やはり孤独や孤立があつて、豊かな子育てをしているとも言いづらいところですよ。

それで、市民まちづくり活動促進という分野で、その流れに沿って、そういう個人を、あるいは2人や3人ぐらいの集まりを応援するというのも一つの考え方ですけども、そ

ここにこそメスを入れて、もっと市民同士をつなげるようなことにあえてこだわってやるのも一つの考え方で、どちらがいいだろうかとお話を聞きながら思っていました。

○加納委員 おっしゃるとおりで、実はそうなのです。悩み事は、みんなで一緒に悩んで、いろいろと考えて、一緒に行動するから解決できる範囲が広がるはずで、少ない人数ではその人数なりのことしかできないので、どうやってそういう悶々としているといいますか、何かをやりたいと思っている人たちをマッチングさせられるか、そういう人たちが一つの組織となって力を発揮するというのはすごく大切だと思います。

○倉知委員長 ほかにご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○武岡委員 私からも気になったことを一言申し上げたいと思います。

まちづくり活動の個人化というような傾向は確かにあります。町内会の加入率の減少が一向に止まらないというのはそういうことで、「町内会には入るものだ」という昔ながらの感覚はもう通用しなくなっています。ただ、町内会にこだわらず、いざというときに地域で助け合える体制を取っておきたいということはあると思うのです。町内会ではないけれども、緩やかにつながる動きです。札幌都心部の高層マンションのようなところでもそういったつながりというのはあるようなので、札幌市としてはいつまでも町内会の加入率だけにこだわらず、町内会ではなくても、別のつながりの動きも見ていく必要があるのではないかなと思いました。

また、資料2でまちづくり活動に参加している人の割合は上昇しているということになっています。しかし、事務局のご説明のときにもちょっとあったのですが、数値の取り方にはいろいろと議論があるのです。例えば、ごみの分別をしていれば市民まちづくり活動に参加しているというようなデータの取り方になっていまして、それはどうなのだろうという議論がかつてこの委員会でもありました。それを本当にまちづくり活動とみなしているのか、懐疑的に見ております。

○池田委員 関連して申し上げます。

前回、ごみの分別のことがありまして考えたのですが、町内会を見渡してみると、例えば、ごみの分別のルールを守る人たちと、大きなマンションがあつて、ルールが違っているというようなこともあるのです。つまり、ごみの分別というのは、町内を散らかさないという観点からはとても大事な要素かもしれないとも考えました。最初は私も変なのではないかなと思ったのですが、基本的な要素としては大事なのではないかと感じたのです。

確かに、分類の仕方を誤解のないように進めていくほうがいろいろな分析もできるのではないかなと思ったので、そこはぜひ議論をしていただければありがたいです。

それから、参加促進と運営体制のところです。

数字が逆転しているということですが、1-2の町内会加入率です。私のいる町内会も駅に近いので、マンションがたくさんできているのですが、ほとんど加入していません。そうすると、この数字は実態に即しているのかなと思うのです。一戸建ての皆さんは

加入していますし、積極的に関わるのですけれども、大型マンションみたいなものができるとそうではなく、町内会費だけを払っているということで終わっているのかも分かりません。その分析をしてもらうと次の方向性が少し見えてくるのではないかという気がしますので、そうした資料がありましたら教えていただければありがたいと思います。

○倉知委員長 今の意見は何かに反映していただけますか。それとも、第4期の基本計画策定のときに議論をしますか。

○事務局（木村市民活動促進係長） 個人に代わってきている状況もあるというお話に加え、そういう状況だけでも、活動を組織としてやっていくというお話なども踏まえ、次の会議の場でお話をさせていただきたいと思います。また、町内会の加入率の分析結果なども次回の会議でお示しできたらなと思っております。

○倉知委員長 事業検討部会でも話題になっていたようですね、そうした話は次の事業検討部会でしていただけますか。

○事務局（木村市民活動促進係長） そのように考えております。

○倉知委員長 分かりました。

○吉岡委員 今日は、第3期計画の概要に対して意見を言うということなのでしょうか。それとも、次の第4期計画を見ながら意見を言うということなのでしょうか。

○倉知委員長 まず、今は第3期のことについて言っていただき、それを踏まえた上で第4期計画をどうするかという話が後に出てくるということです。

○吉岡委員 ここに出ている数字や振り返りについてはどうかということですか。

○倉知委員長 今までの実績を見てどう思いますかということですか。

それでは、次に行ってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 町内会加入率やさぼ一とほっと基金への登録団体数が減少しているというお話もありましたが、振り返りとして重要な2点について事務局から詳しく説明をしていただきます。

まず、さぼ一とほっと基金の概況についての説明をお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） それでは、さぼ一とほっと基金の概況についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

令和4年度さぼ一とほっと基金の概況ですが、令和4年度の実績は、寄附が7,932万9,000円、助成実績は4,990万7,000円でした。

①の年度推移の表をご覧ください。

令和3年度と令和4年度を比較して見ていただきたいのですが、寄附件数717件と1,561件、そして、ふるさと納税ポータルサイト分の寄附額15,444千円と3,1829千円ということで共に倍増しております。これは、ふるさと納税ポータルサイトの返礼品の充実やクレジット決済の手軽さが要因となって増加したものと思っております。

ます。

一方で、令和4年度は、コロナの感染は大分収まっていて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの活動の場の制約などはありませんでしたが、寄附も助成も金額ベースではコロナ前にはまだ戻っていないということがうかがわれる結果となっています。

次に、②の寄附実績に関する特記事項についてです。

令和5年度から札幌市の寄附の取扱いのルールが変わり、ポータルサイトを経由する寄附については、寄附額から返礼品相当額とポータルサイト事務手数料を合わせ、寄附額の5割を必要経費として除いた金額を基金へ受け入れる扱いへと変更となっております。具体的には、例えば、10万円のご寄附をいただきますと、5万円を必要経費として控除し、5万円が基金に寄附金として入ることになります。

このように、取り扱いが変更になっているので、令和5年度の寄附が令和4年度と同程度で推移するのであれば、半額になるということから令和3年度と同程度となります。

次に、③の助成実績に関する特記事項についてです。

令和2年度から3年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、後期公募助成を中止したこと、また、市民まちづくり活動団体が事業縮小や中止を余儀なくされたことから助成件数が減少していました。

令和4年度は、後期公募助成を実施したことに加え、新型コロナウイルス感染症対策市民活動助成事業の公募を再開したこともあり、令和3年度より事業数は増加しましたが、助成金の実績報告の確認を通して感じたこととして、依然として少なからずコロナの影響が残っていたようで、事業規模の縮小や団体指定助成の申請控え等があり、助成件数に比して金額は微増にとどまっています。

2ページにお進みください。

2の令和5年度前期公募助成概況速報です。

4月15日に令和5年度前期公募事業の公開プレゼンテーションを行い、スタートアップ事業も含めて、71団体に対して交付決定しました。昨年度、さぽーとほっと基金の課題として議論した冠基金の積極的な活用や食材の取扱い等については、大きな枠組みの変更はせず、運用面で募集要項の記載を詳しくするような対応しております。

例えば、今回の募集では、募集要項に、事業の実施に当たり、分野と冠基金のいずれかを選択できる旨を記載した結果、分野と冠基金とに申請が分散し、希望どおりの額の助成を受けられる団体が増加しました。また、募集要項に食材についての取扱いを追記したことを受けてか、子ども食堂、フードバンクや炊き出しなどを行う団体の新規申請が増加しました。

令和5年度前期公募を最後の募集としていた新型コロナウイルス感染症対策市民活動助成には、1事業当たりの助成額、助成率及び募集枠が大きかったこともあり、募集枠の2倍に近い事業の応募がありました。

3ページにお進みください。

3のテーマ助成の経年推移です。

テーマ助成の状況をまとめておまして、市民や活動団体のニーズを踏まえながら、認定すべきテーマや募集事業の金額、助成率などを委員の皆様にご議論いただき、来年度の公募に向けて見直しを進めたいと考えております。

次に、4の制度の見直しに向けてです。

資料3の別紙1をご覧ください。

これは、子どもたちの声を札幌のまちづくりに届ける取組として例年実施している子どもの提案・意見募集はがきを利用して、令和4年10月から12月にかけて、市内に在住、在学等している小学校4年生から高校生までもを対象に、さぼーとほっと基金に関する意見を募集しました。

キャッピーというさぼーとほっと基金のキャラクターがいて、資料の下にいるカピバラですが、寄附をするとキャッピーグッズがもらえるといい、などといった子どもならではの意見も寄せられました。

次に、資料3の別紙2をご覧ください。

令和5年6月ですが、18歳以上の市民5,000名を住民票より無作為抽出し、調査票を送付して、さぼーとほっと基金の認知度や寄附をする際に重視する点などを調査します。調査結果の取りまとめは9月頃の予定となっております。

次に、資料3の別紙3をご覧ください。

令和4年度にさぼーとほっと基金へ寄附をしてくださった市民、市内の団体、企業の約150名を対象に調査を実施します。6月に調査票を送付し、7月に結果を取りまとめる予定です。

資料3に関するさぼーとほっと基金の概況に関する説明は以上です。

○倉知委員長 ただいまの説明に対して各委員からご質問やご意見をお願いします。

○吉岡委員 さぼーとほっと基金の概況資料3の2ページの説明で、子ども食堂やフードバンク、炊き出しなどを行う団体の新規申請が増加ということですが、上の(2)の採択状況の表にそれが入っているということでしょうか。

○事務局(木村市民活動促進係長) 分りづらくて申し訳ありませんが、入っております。

○吉岡委員 どこにどのように入っているのかを教えてください。

○事務局(木村市民活動促進係長) 子ども食堂については主に子どもの健全育成に入っております。炊き出しについては子どもの健全育成分野で事業募集した冠基金に入っていることが多いです。

○吉岡委員 表の決定、申請と書いてあるところが上下に分かれているのは、上が決定で下が申請ということですか。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) そのとおりですが、申請された内容どおりに決定され、受け取っている団体が多いです。

なお、一番下の新型コロナウイルス感染症対策市民活動という枠ですと、9事業が申請

され、6事業までしか枠がなかったので、3団体が落選になっています。

○倉知委員長 ほかにご意見やご質問がありましたら挙手をお願いします。

○加納委員 さぼ一とほっと基金の年度別推移があり、平成20年から15年分あります。寄附額13億円に対し、助成額が8億9,200万円ということで、15年で約4億円を一生懸命積み立ててきたということですよね。毎年数字を見ましても全て寄附額が助成額を上回っております。

企業なんかで言う内部留保に当たるものだと思うのですが、適切な内部留保に対する考え方を部会でぜひ議論していただきたいと思います。最初のうちはどうなるかが分からないので、一生懸命残しておこうとするのは妥当だと思いますが、もう15年がたっておりますし、これだけの実績が出ているわけです。応募団体数が増えればもっと出せるのでしょうけれども、今、ポイントとして半額助成がありますよね。ここが見直しの大きな論点にもなるでしょうし、助成のタイプと申しますか、小額助成から大口助成までのメニュー化みたいなこともあるでしょう。何でもかんでも助成すればいいという意味で言っているわけではなく、寄附額と助成額の15年間の趨勢を見て、この先の5年、10年はどう助成していくのかということです。

極端な話を言うと、毎年、約5,000万円を助成すると、8年間は収入なしでも助成し続けられるわけですよね。現実的には寄附も入ってきますからあり得ないでしょうけれども、そろそろ、この数字を見た次の議論をぜひしていただければと思います。

○倉知委員長 審査部会でも、寄附額に対し、冠基金が使われないでずっと残っていることについてはお話ししたことがあります。ただ、大きな枠は変えられないということがあり、令和3年度は運用面で要件を少し緩くしたら、助成申請が増えたということがありますし、大きく変える方向の議論はしなければならないという認識はこちらにもありました。

事務局からほかにお話しすることはありますか。

○事務局（木村市民活動促進係長） 今、委員長からもお話がありましたけれども、昨年度、審査部会や本部委員会でも議論されています。今回、この計画を策定するに際し、財政的な支援というところにさぼ一とほっと基金が重なりますので、これから部会で検討をし、最終的に本部委員会で議論し、その方向性を含めて議論していただくことになろうかと思っております。

また、1点補足です。

ご存じだと思いますけれども、数字上、13億円の収入があって、8億9,000万円を助成し、4億円ほどの残額があるということではあります。しかし、実情としましては、先ほどお話があった冠基金の残高がありますし、寄附者が団体を指定して寄附する団体指定寄附という制度もあります。そうしたことから私たちが直ちに4億円相当を使える状況ではないということをご承知おきいただき、議論をしていただければと思っております。

○加納委員 細かい話はともかく、大切なのは趨勢なのです。これだけ統計的な趨勢が出ているわけですから、それを踏まえてどうしていくかを議論していただければと思います。

○倉知委員長 ほかにご意見やご質問はございませんか。

○吉岡委員 資料3の別紙1についてですが、子どもたちに提案・意見募集はがきを送って意見を書いてもらったところ、200通が届いたということで、すごくうれしい気持ちでいました。子どもたちはしっかりと考えて意見を寄せてくれてますし、これはすごく大事だなと思いながら拝見しておりました。

ただ、せっかくですので、意見をもらうだけではなく、子どもたちに考えてもらい、本当に実施するところまでやってみても面白いのではないかと思いますか。さぼ一とほつと基金について、子どもたちの声から何かの取組をしてみても実現されますと、子どもたちとしては、こういう基金を使ってまちを変えていくことができるのだということが実感できますし、とてもいい経験になるのではないかと思います。

○加納委員 私もそれにプラスして申し上げたいと思います。

子どもたちにアイデアをもらって、その実行団体を募集するなんていいかもしれないですね。子どもがやろうとするとできないこともありますから、今のお話を聞いて、すごくいいな、すてきだなと思いました。

○倉知委員長 意見を参考に取入れていただけたらうれしいです。事務局の方も大変でしょうが、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○武岡委員 資料3のさぼ一とほつと基金の概況についてです。

令和4年度は寄附件数が1,561件で、そのうち、ふるさと納税ポータルサイト分が1,351件ということでした。逆に言いますと、ふるさと納税ポータルサイト分ではない寄附が210件だけなのですよね。過年度を見ても200件から300件ぐらいです。特記事項として寄附件数が好調に伸びているとは書いてあるのですがけれども、要するに、返礼品を充実させて、札幌市外の方がふるさと納税をしてくれて、それで増えていると見えるのです。

恐らく、ポータルサイトで寄附をする、そして返礼品を選ぶ、そして最後に寄附の使い道というものが出てくるのかと思います。そのとき、使い道を指定しない人がほとんどだとありますけれども、多分、寄附をされている市外の方はさぼ一とほつと基金をあまり知らないのではないかと思います。

今、子どもの意見を取り入れ、もっとPRをするべきだとありましており、件数で好調だと言ってしまうのではなく、もうちょっとしっかり見てほしいなと思います。札幌市民が市内の活動を支えよう、そういう寄附文化を醸成しようというのがさぼ一とほつと基金の考えだと思いますので、そういった視点をしっかりと盛り込んでいただきたいなと思いました。

また、別紙2の調査についてです。

恐らく、これまでもされてきたことなのかなと思いますが、別紙3の寄附をしてくださった方に対するアンケート調査はこれまでされたことがあるのでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 計画を策定する年次に同様な調査をしております。平成30年度と25年度で、設問などは多少異なりますが、それに倣って今年度も行います。調査票などが確定している段階ではなく、まだ案の段階ですが、これから調査を進めようと思っているところです。

○武岡委員 検討をいただければと思うことがあります。別紙3のアンケート調査で「当てはまるものすべてに○」というものが結構多くて、特に気になったのが問9です。「特に重要だと思うものすべてに○」とありますが、特に重要だったら全てというのはちょっとおかしいような気がします。ほかのところもそうで、当てはまるもの全てではなく、例えば、重要だと思うものを二つか三つ、最後は特に重要なものを一つに絞るなど、精査していただければと思います。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 分析結果がよりはっきりしたものとなるように検討させていただきます。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○池田委員 資料3の2ページの採択状況のところスタートアップとありますが、これはどういう意味合いですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 活動期間が1年に満たない市民活動団体を対象としております。また、この枠で応募できるのは一度きりということで整理させていただいております。

今、企業でもスタートアップ（新興企業）という言葉が使われていますが、さぼーとほっと基金の市民まちづくり活動というのは非営利の活動であり、そのうちの始めて間もない方を対象とした枠ということで、金額についても少額で1件5万円までとさせていただきます。

○池田委員 このときだけ必要が生じて行うものに採択するということですか。そういうものはいっぱいあるような気がするのですが、逆に言うと枠はそんなものなのですか。

経済的な意味合いの言葉から想像するとなかなか理解できなかったのです。内容は分かったのですが、何かの物事を一回限りだけやるためというものにはどんなことがあるのですか。

○事務局（木村市民活動促進係長） まず、さぼーとほっと基金を利用できる団体には要件があって、活動履歴が1年以上あること、10人以上の人が集まっている団体ということがベースにあります。活動歴が長く、人数が集まっている団体の皆様においては、上に書かせていただいているまちづくりの推進等の各分野に応募していただくことが可能です。ただ、今ご質問をいただいたスタートアップは、活動履歴が1年に満たない団体様を対象としており、今お話しした各分野等には応募できない方となります。これから活動を始めていこうという団体を応援する目的で、団体の加入メンバーが10人に満たなくても大丈夫とするなど、一定の要件を緩和し、一回限り、1年に満たない活動期間内でのお試しといたしましょうか、軽い意味でのお試しではないのですが、要件を軽くしたものを用意し、

助成のルールに乗っていただくために用意しているものです。

分野は、まちづくりの推進など、何でもいいのですけれども、初めてやる団体に5万円を上限とし、6件相当の枠を前期募集で設けました。その結果、事業費5万円の掛ける4事業を決定し、20万円の実績が上がっているということです。

○池田委員 1年ということですが、軌道に乗るまでという考え方とは違うのですか。普通、3年ぐらいの中で軌道に乗るまで支援する、応援するということが大事かなと思うのですけれども、そうした考え方はどうなのですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 例えば、1年目はスタートアップで5万円を申請していただき、要件を満たせば、2年目からはさぼーとほっと基金のほうに移っていただき、申請していただくことが可能です。

○池田委員 素人的な意見ですが、伝え方をもうちょっと変えらるともっと広がっていくのかな、もしかしたらとても大事なシステムになっているような印象があります。ちょっとやってみたいという人たちをどれだけ取り入れていくか、それは今後の波及効果も大きいと思うのです。これでは一般的なスタートアップとなじみがないような感じでして、何かもうちょっと分かりやすい表現にしたら、もっと参加意欲が出てくるのではないかなと思いましたので、意見として発言しました。

○事務局（木村市民活動促進係長） 名称等も含め、さぼーとほっと基金の見直し等の中でご議論をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。ご意見は承りました。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、次に進めさせていただきます。

2点目の札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例と支援策について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（川村市民自治推進課長） 資料4をご覧ください。

私からは、この4月1日から施行されております札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例についてご説明させていただきます。

資料としては投映するスライド画面を印刷したものをお配りしております。右下のロゴマークの右側に番号を振っているのですけれども、それがスライド番号になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、スライド2をご覧ください。

まず、条例制定の経緯について触れさせていただきます。

この条例は秋元市長の公約がもととなっておりまして、制定にかける市長の思いとしましては、町内会が地域コミュニティの中核として様々な活動を行っていただいているにもかかわらず、町内会に関する法的な裏づけがない中、加入率の低下や担い手の確保などに、日々、町内会がご苦勞をされている現状に対し、札幌市として条例という形で支えること

ができないかと考えたことに始まります。

条例の検討経過においては、条例をつくるのであれば、町内会の負担軽減に資する条例でなければ意味がないといった町内会の皆様からご意見を踏まえ、どういった内容の条例にするのか、あるいは、町内会の負担軽減につながる施策とはどのようなものなのか、そして、それをどう実行していくのかについて、連合町内会はもちろん、単位町内会の皆様からもご意見を直接伺う形で検討を行ってまいりました。

こちらに記載のありますとおり、コロナ禍ではありましたが、全区で延べ105回にわたって町内会と札幌市の間で意見交換会を開催するほか、各区の連合町内会連絡協議会からご意見をいただけてきました。そして、都合2回にわたる町内会からの意見集約の末、条例素案を取りまとめました。

その後、令和4年の6月から7月にパブリックコメントを実施して、必要な修正を行った上で令和4年の第3回定例市議会に条例案を上程し、10月6日に条例案が可決され、今年の4月1日から施行となりました。

スライド3をご覧ください。

条例の説明に入る前に、札幌市における町内会についてご説明いたします。

札幌市では、町内会は、ごみステーションや街路灯の管理、生活道路の排雪となるパートナーシップ排雪、環境美化、防災・防犯、高齢者や子どもの見守りなど、私たちの生活をより快適にするための様々な活動を行っておりまして、地域の暮らしを支える地域コミュニティの中核としてこれまでの札幌市の発展に大きく寄与してきた事実があります。

スライド4をご覧ください。

しかし、少子高齢化、世帯構成や居住形態の変化、生活様式や価値観の多様化などによりまして、多くの町内会が加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などに悩んでいるという現状にあります。かつては、90%を超えていた町内会加入率ですが、折れ線グラフにあるように、低下傾向が続いておりまして、直近では69.4%ということで、70%を切る水準まで低下しております。

スライド5をご覧ください。

一方で、近年では、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴いまして、地域住民相互の支え合いや、親睦、交流につながる活動を行う町内会はますます重要となってきていると我々は考えております。そのため、札幌市は、町内会の活動を地域住民、事業者、札幌市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例、いわゆる町内会条例を制定しました。

スライド6をご覧ください。

ここからは具体的に条例の中身に入っていきます。

この条例の目的として三つを掲げております。

一つ目は町内会の意義や重要性を町内会、地域住民、事業者、札幌市の4者が認識して

共有すること、二つ目は町内会の維持と活動の活性化に向けた町内会、地域住民、事業者の役割や市の責務を定めること、三つ目は市の施策の基本となる事項を定めることです。これによりまして、町内会の維持と発展を図り、最終的には暮らしやすいまちを実現することを目指しております。

スライド7をご覧ください。

条例におきましては、町内会、地域住民、事業者、札幌市の役割を定めておりますが、ここからは地域コミュニティの維持、推進のために札幌市は何をやっていくかということに焦点を当て、具体的な条文を見てまいりたいと思います。

まず、第8条で札幌市の責務等を定めております。札幌市としては、一つ目に町内会の維持と活動の活性化を進めるために必要な施策を実施する、二つ目に町内会に協力を依頼する場合は、町内会の負担が過重にならないように配慮する、三つ目に札幌市として職員が町内会活動に参加することを促進するための必要な措置を講ずるといったことを定めております。

スライド8をご覧ください。

これは、札幌市の職員に関する条文になります。

一つ目に、職員は、町内会の意義や重要性を理解し、町内会活動のさらなる活性化を推進する視点に立って職務を遂行していくこと、二つ目に、職務を通じて、町内会活動に関わることへの理解と関心を深めるということを定めております。

スライド9をご覧ください。

第9条から第12条ですが、ここでは札幌市の施策の基本的な事項を定めております。

この条例の特徴的なところとなりますが、町内会の維持と活動の活性化のために札幌市が将来にわたって実施していくべき基本的な施策について条文に明記しておりまして、町内会への加入促進や設立を促進するための支援を行うこと、町内会の負担を軽減するための支援を行うこと、町内会に関する広報・啓発活動を実施すること、町内会の担い手の育成と確保につながる施策を実施することを定めています。

札幌市では、これまでもこういった施策を実施してきておりますが、今後は、この条例が制定されたことによりまして、条例に規定されている事項として、つまり、条例がある限り、ずっと必要な支援を検討して実施していく、このことを札幌市が自らに課し、市民と約束したということになります。

スライド10をご覧ください。

次に、第13条から第16条ですけれども、札幌市が実施する施策の基本的な事項のうちの検討と実施に関わる条文となります。

まず、第13条に基づきまして、施策の検討、実施に当たっては町内会と町内会の連合体、いわゆる連町や町連のご意見を伺うため、意見交換会やアンケートなどを行います。そして、第14条に基づきまして、いただいたご意見を踏まえて、市役所関係部局が連携して検討を行う体制の整備を行い、全庁横断的に施策の検討を行います。なお、検討、実

施した結果については、第15条に基づきまして、毎年度、その施策の実施状況を公表します。このように、町内会のご意見を伺って、そのご意見を踏まえ、関係部局が連携して検討を行い、検討や実施結果の状況を公表するというサイクルをこれらの条文に基づいて継続的に行っていくこととなります。

最後に、施策の実施に当たって予算措置が必要な場合は、その施策に係る予算案の作成や市議会への提出などを行い、議会での議論を経ながら、財政上の措置を行うことを定めております。

スライド11をご覧ください。

条例については以上となりますが、最後に、この4月から条例の施行と合わせて、令和5年度予算において、地域を支える町内会に対し、活動への支援や財政基盤の強化など、様々な観点から総合的な支援を図ることを狙いとして、各種の町内会支援関連予算を盛り込みましたので、それを紹介したいと思います。

まず、全ての町内会に関係あるものとして、運営や活動に係る費用を補助する住民組織助成金というものがあるのですが、この札幌市からの助成金を単位町内会、連合町内会ともに増額いたしました。点線青色枠にあるとおり、助成金の算出内訳である世帯割について、単位町内会では1世帯当たり130円から260円に倍増、連合町内会では1世帯当たり100円から120円に引き上げております。

次に、その下のデジタル活用の促進です。昨年度から町内会デジタル活用促進補助金という制度を実施しており、それを継続するほか、デジタル活用を目指す町内会に対する専門家の派遣制度、簡単に言うと、デジタル化を進めるに当たって、まだハードルが高いということで、Zoomの操作の仕方など、ソフト面の支援を実施していきます。これは夏前ぐらいから事業実施の予定です。

次に、右上の町内会加入促進に向けた支援の強化です。これまでの町内会加入を促進するための各種広報に加え、町内会と不動産事業者との相互理解・連携を促進するためのハンドブックの作成を進めております。また、町内会と協働して地域のまちづくり活動に取り組む不動産事業者の認定制度の創設に向けての準備も進めております。

最後に、右下のボランティア活動の環境整備です。町内会が行うボランティア活動に町内会の人々が安心して参加できる環境づくりのため、活動中の賠償責任保険といますか、賠償責任を負った場合にそれを補償対象とするボランティア保険に札幌市が一括で加入し、その保険料も札幌市が負担するというのを始めます。つい先日、保険業者との契約が調いまして、この制度は7月1日から実施することで準備を進めております。

そのほか、詳細は割愛しますが、町内会が抱える課題の大きな問題としては、ごみステーションの管理やパートナーシップ排雪に関する部分の負担軽減を図る施策も併せて実施しておりまして、先ほどご説明したとおり、札幌市としましては、この条例に基づいて、今後も町内会の意見をお聞きしながら、町内会を中心とした地域コミュニティの維持、活性化に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上で条例に関する説明を終わります。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○石川委員 素朴な疑問ですが、スライド8に第8条として札幌市の責務等ということで職員に関する項目がございますけれども、札幌市の職員全員が町内会に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（川村市民自治推進課長） それは把握していません。

○石川委員 こういう条例ができた以上、把握する必要性を感じませんか。

○事務局（川村市民自治推進課長） スライド8で言っているのは、職務を通じてということとして、職員が町内会に加入しなければならないということを定めるものではないのです。こういう条例をつくったのだから、札幌市の職員は町内会に必ず入って役員をやるべきという考え方もあるとは思いますが、幾ら公務員といってもプライベートのことになってきまして、それを強制するのは法的に難しいところです。

○石川委員 法的にと言うのはこの条例でということですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 条例といいますか、法律もそうです。公務外の活動を縛る条例をつくるのは法律の範囲を超えるようなつくりになってしまうので、それは難しいです。

○石川委員 ちょっと意地悪な質問かなと思ったのですが、もしかしたらそういう批判もあり得ると思うのです。例えば、札幌市職員の方が地域にいるけれども、町内会に入っていないよねとなるかもしれないということです。もちろん、今おっしゃった答えで正解だとは思いますが、その言い方は考えておいたほうがいいのではないかと考えた次第です。

○事務局（川村市民自治推進課長） おっしゃる意味は分かります。我々の取り組みとしては、職員が定期的に作成し、自身のプライベート等について報告する自己申告書などがあるのですが、その様式に公務外の活動として町内会活動をやっていますという欄を設けたり、まず、新採用職員として入った時点で、町内会に関する条例も含め、そういった研修をやったりということがあります。また、一年を通じ、研修のメニューを用意し、希望者に研修をすることなどを併せてやっているところです。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○千田委員 地域に密着した一人一人の暮らしに密着したコミュニティとして町内会は大切だと思いますし、今回、条例が整備されたことで現場としてはすごくやりやすくなっていいなと思いました。

二つ質問がありまして、まず一つ目は、スライド7の町内会に市が協力を依頼する場合は過度な負担にならないよう配慮するということだったのですが、具体的に市から町内会へ依頼するということはあるのですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 例えば、回覧板にこれを載せてくださいということがあります。あるいは、民生委員やスポーツ推進委員、交通安全委員など、そういう委員

を地域から推薦してくれませんかという依頼を様々な部署から依頼することがあるのです。

そういった委員の推薦をすることは、人が少ない中で大変なのだが、推薦するのはやぶさかではない。けれども、ばらばら来られるとちょっと困る、そういうのがあれば一回でやってくれないか、そのほうが話は進みやすいという声がありました。

実は、町内会に市から何かの協力依頼をするときにはこういうようなルールでやりましょうというガイドラインを平成26年につくっているのですが、それ以降は更新していないので、それを見直すことも考えております。

○千田委員 また、今回の条例の目的として、維持はもちろん、さらに発展させ、活性化することがあるべき姿として設定されていると思うのですが、高齢化や担い手不足で維持自体にも不安があるということだと思っております。実際に活性化できているのか、発展できているのかに関しては評価をしないと分からないのではないかと思っておりますけれども、ここは活性化している、ここは活性化していないからもっとやっていかなければいけないというのはどう判断され、市として働きかけていくのかを教えてくださいませんか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 市内には単位町内会が約2,180団体あるのですが、その一つ一つの状況をすべて認識しているわけではありません。そのため、我々が評価する立場にないというのが正直なところなのですが、現状、町内会としては活性化より維持がメインといいますか、維持していくのがやっとな状況にあるのは把握しております。それには、役員が高齢化しており、若い人が入って来にくいというようなことがあります。例えば、平日の日中に役員会をやりますといったとき、現役世代の方は参加できないですね。そこで、グループLINEをつくってスマホでやるなど、そういうようなことが進めば、もしかしたらリタイアした人ではなくて現役世代も入っていけるようになるかもしれませんし、それがきっかけになって新しい担い手が出てくるということもあるのではないかと考え、デジタル化に関する補助メニューを用意しているわけです。

ですから、維持だけではなく、活性化の視点も入れた町内会の支援策を考えなければならぬと認識しているところです。

○千田委員 底上げをした上で、さらに維持がちゃんとできるようになったら、次は活性化ということなのですね。同時進行ではあると思うのですが、まずはきちっと維持ができる体制を整えることが第一優先という感じですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうです。この条例がやっとなスタートしたというものもありますが、条例ができたからすぐに加入率が上がり、担い手不足も解消するというのは現実的ではありませんし、我々もそうは思っておりません。ただ、条例に明記してあるとおり、皆さんの意見を聞き、施策を検討、実施するというサイクルを繰り返し、何年後に成果が目に見えてくればいいなという期待はしています。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○山口委員 私からも2点ほど質問があります。

スライド7に町内会の維持と活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するとあり

ますが、具体的にはどんな施策を実施していただけるのか、お聞きしたいです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 具体的に、加入促進や設立の支援、負担の軽減や広報・啓発とあるのですが、ご質問としてはそれよりさらに踏み込んだ具体的な事業ということですか。

○山口委員 そうです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 先ほどの説明の中で条例を検討するに当たって町内会と105回の意見交換会をやってきたと言いました。それを通じ、町内会からこういったテーマで取り組んでほしいと言われたものが七つあって、一つは町内会の加入促進についてでした。二つ目は、先ほども触れましたけれども、札幌市が依頼するときのルールづくりです。三つ目はごみステーションの管理で、四つ目はパートナーシップ排雪です。そして、五つ目は、施設街路灯を町内会で管理しているところがあるのですけれども、その負担軽減、六つ目は自主防災活動への支援、七つ目は市職員の関わりです。

こういった七つの要望があって、今日は資料を出していないのですけれども、後日に配付差し上げたいと思うのですけれども、その七つのテーマに基づいて25項目の具体的な事業を提示しています。今はそれを具体的に進めているところで、最後の説明にあった住民組織助成金を引き上げるなどもその25項目のうちの一つとして今年度から実施しています。

○山口委員 できましたら、次回の会議のときにでもその25項目の資料をいただけるとありがたいです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 承知しました。

○山口委員 それから、2点目は最後のほうにお話がありましたボランティア活動の環境整備についてです。

ボランティア保険には札幌市が保険料を負担し、一括して加入してくださるということでお話が進んでいるということでしたが、対象となる町内会の範囲は役員や班長だけなのか、あるいは、町内会に加入されている一般の方も保険の対象となるのか、お聞きしたいです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 基本的には、全町内会が対象といたしますか、全市民みたいなづくりです。町内会といたしますか、地域活動を行っている団体で広域的な活動をやっているかなど、保険が適用されるにはいろいろな条件があるのですけれども、町内会活動に参加している班長や役員だけではなく、一般の会員の方も対象になります。

ただ、何でも対象になるわけではありません。例えば、町内会で運動会をやる場合がありますよね。その運動会に参加している人は、町内会活動ではなく、競技者となります。それは別にレクリエーション保険などで賄うということにはなるのですけれども、基本的に町内会が行う活動は適用となりまして、例えば、回覧板を配りに行く途中でつまずいて転んだというものも対象になります。

その詳しい対象となるケースについてですが、今ちょうど契約業者が決まったところで

して、Q&Aも含め、6月中旬以降に全町内会に個別に郵送し、お知らせしようと準備を進めております。

○山口委員 ボランティア保険のことでお聞きしたのは、連合町内会のほか、北海道町内会連合会の保険があるのです。それは役員1人当たり200円で、もう既に今年度分の支払いが済んでいる状況だったので、それが今後もダブルで続いていくのかが気になったものですから、お伺いいたしました。

これは、日頃のお礼といえますか、私の地域では、白石区役所の地域振興課の方にはこの条例ができる前から街路樹花壇の整備のお手伝いなど、本当大変よくしていただいておりますので、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○土田副委員長 スライド11のデジタル活用の促進についてです。

去年の途中から講習やその他を募集し、うちの町内会もやったのですが、デジタル化と並行し、各単町では、役員は、日中、若い人はできないよということで環境整備が必要なのです。町内会ではまちづくりセンターを中心に活動するのですが、デジタルの会議ができるようなシステムが出来上がっていないのです。

町内会からはやってほしいと独自にお願いしていて、連町としてそういう施設にWi-Fiなどを整備してほしいと言うのですけれども、ああいう公的な施設にも近い将来はそういう設備を整えるのか、その見通しをお聞きしたいなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） 私はその専門ではないのですが、公共施設へのWi-Fiに関してはかなり前からいろいろ進めていると聞いております。現状、どこまで進んでいるのかは把握していませんが、海外からいらっしゃる方、インバウンドの方も観光情報が使えるようにという側面もあり、あらゆるところで整備が進んでいます。今、地下鉄でもポータルサイトがありますけれども、全市的に徐々に進めているところだと思っております。ただ、まちセンでWi-Fi整備がいつになったら進むのかという具体的なことまでは把握しておりません。

○事務局（神市民自治推進室長） 私は以前に東区の総務企画課にいたことがあるのですが、コロナ禍の2年目ぐらいにはまちセン単位でWi-Fiを入れていました。区としてそれを重点的にやろうということで先行してやっているところが東区だったと思います。

ほかの区でもこれから動いていくと思いますが、厚別区に確認をしたいと思います。ただ、そういう方向に行くことは間違いありませんし、Wi-Fiだけではなく、それぞれの端末をどうするかなど、そういう助成金等も用意しております。連町でも単町でも端末については助成ができる中身になっていますので、それと合わせてWi-Fi環境を、というふうに進んでいくかと思えます。あとは時期で、厚別区がどの時期にやっていくのかということかと思えます。

東区は各連町からやって欲しいという声結構あって、ウェブ会議も結構早くからやっておりました。これは時間の問題といえますか、そういった方向に流れていくというのは間

違いがないと思います。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 私は北区のまちづくりセンターの所長をしておりましたが、北区も東区の後、徐々にまちセンにそういう整備がされていきましたので、それぞれの区の実情に合わせてながら進めている最中ではないかと思います。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○吉岡委員 町内会の条例ができましたが、札幌市として町内会は財産だと思っているので、市民としてはすごくうれしい気持ちでおります。その上で意見が一つと質問が一つあります。

担い手不足というのはずっと課題としてあったと思いますし、これからもあると思うのですが、条例をつくるに当たり、町内会の方たちと意見交換をされてつくられたということですよ。それで七つのテーマと25項目ということだったかと思います。ただ、これから先は担い手を想定し、世代間連帯という意味でも、町内会活動を現在やっている人たちとの意見交換だけではなく、いろいろな世代の方ともっと意見交換する機会を、もちろんあると思うのですけれども、もっと積極的につくったらいいだろうなと思っています。

また、札幌市としては、多様性の尊重ということで、外国人やいろいろな属性の方たちも含め、まちをつくっていきこうという方向性ですので、そういった人たちとも意見交換し、町内会を充実させていったらいいなと思っています。

次に質問ですけれども、スライド11の右上に町内会加入促進に向けた支援の強化とあり、町内会と協働して地域のまちづくり活動に取り組む不動産事業者の認定制度の創設等とありますよね。

皆さんはご存じなのかもしれませんが、不動産事業者を認定していくということでどのような効果が生まれていくのか、教えていただいてもよろしいですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） ここで言っている不動産事業者というのは、例えば、アパートの仲介業者などで、契約時点で町内会加入を勧め、入ってもらうような取組をしてもらうというようなことを考えています。これは町内会からもすごくオーダーのあるものなのですが、こうした町内会の加入促進に積極的かを評価するために認定制度を考えました。

なお、不動産団体と下打合せをしている時点では、ほかの業者との差別化を図れるのでそれはいいですねという話になっています。また、そういうものがあると、札幌市からの単なるお願いや町内会からのお願いということではなくなり、業者的にも励みになるという効果もあるので、いいのではないかなと言われています。

○吉岡委員 マンションも増えていますので、グッドアイデアですね。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○武岡委員 この条例を秋元市長が1期目の公約に掲げたときからどういうふうになるのかなと注目しておりました。大変な難産の末、こうしてこの4月に施行されたということですよ。この条例でどのくらいの効果を上げるのかにも非常に興味を持っています。

先ほど、これからは町内会だけではないのではないかと申し上げました。やはり時代の流れといいますか、町内会がなくても困らないという意見をすごく聞きます。町内会が必要だ、町内会を支えようとただ言うだけでは恐らく加入率は上がらないと思います。何らかの仕掛けが必要で、それはごみと除排雪だと思っています。

先ほどは単なる個人でやるごみの分別がまちづくり活動なのかということをお願いしましたが、池田委員もおっしゃっていたように、それも立派なまちづくり活動になり得ると思うのです。地域の環境をよくしよう、リサイクルを促進しようという意識を持って取り組むことでもっと大きな動きになってくると思うのです。そういう観点からすると、町内会のごみステーションの管理などもやっていますので、町内会に興味を持ってもらって、町内会が必要だと思ってもらうという仕掛けの一つにごみはなると思うのです。

ただ、札幌市は、十数年前でしょうか、一定以上の規模の集合住宅を建てるときにはその集合住宅単体でごみステーションをつくりなさいという要綱をつくりましたよね。あれはあまりよくなかったと思っています。要するに、集合住宅の人は町内会が管理しているごみステーションを使わせてもらえなくなったわけで、そこで関係が分断してしまったのかなと思うのです。

見ていますと、特に単身者が多いようなアパートやマンションなどではごみステーションが非常に悲惨な状態になっているのですが、町内会の人としては、そこは自分たちでやってよという感じに見えてしまうのです。ですから、仕掛けとして使うということをもう少し意識的にやっていく必要があるのかなと常々思っておりました。

次に、不動産業者についてです。

賃貸住宅に申し込むとき、不動産業者に協力をしてもらい、契約書に町内会費を家賃と一緒に払うと書いて、家賃と一緒に不動産業者に払ってもらう、そして、不動産業者から町内会に町内会費を納めるというやり方を取っているというのは私も見聞きしていますし、私も実際にそういう物件を借りたことがあるのですが、複数の人から、そうやって払っているはずなのに、町内会の回覧板一つ回ってこないと言われたのです。それで調べたら、自分が払ったはずの町内会費は納められていなかったということがあったのです。

正直、町内会にしたら不動産業者にそういうお願いをしたら楽だと思うのです。それによって、ひょっとしたら見かけの加入率は上がるかもしれません。先ほど池田委員がこんなに加入率が高いのかとありましたが、私の頭にぱっと浮かんだのはそのことだったのですよね。会費は払っているはずなのだけれども、実際には活動に関与していない、あるいは、もっと悪質なケースとしては、今申し上げたように、会費が払われていないということがあるようだということです。

また、札幌市としては、不動産業者の方に町内会の役割などを契約のときにしっかりと説明してもらい、理解を深めてもらってから入ってくださいと言っていると思うのですけれども、恐らく、現場では、強制的にといいですか、契約上の必要事項として町内会に入ってもらおうというちょっと違った運用、取扱いがされていることもあるのではないかと

思います。そういうことにならないようにしていただきたいと思います。

やはり、そういうことを経験すると、町内会に対する印象が非常に悪くなります。ご存じなかったのであれば知っていただいて、不動産業者の方にご協力を依頼するときには間違った運用を現場でされないようにしていただきたいなと思っております。

○事務局（川村市民自治推進課長） そういった視点も入れて今後は進めていきたいと思っております。

また、先ほど25項目の事業と言いましたけれども、実は、これまで、不動産団体の上部団体との協定の締結や協力関係はあったものの、今、委員のご指摘のとおり、末端の店舗まで本当にそれが正確に伝わっているかは我々も課題として認識していました。そのため、25項目の一つに支店単位までちゃんと説明してやっていただくということを入れました。市内には4,000店舗ぐらいあって、地道な作業にはなりますが、そのようなことをやっていきたいと思っているところです。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○池田委員 私もこの話をしようと思っていました。結局、こうしたすばらしい条例がつけられたわけですが、参加が少なくて嘆いているということのほか、理解してもらうことに重点を置くべき問題も含まれているなと思うのです。例えば、今のごみですけれども、日にちや種類も決まっているのに、それが守られないのは大型マンションの方たちが非常に多いと思いますし、私の町内会でも見られるのです。そこで、それをどう伝えるかですが、町内会に入らせていただいて連絡と周知を徹底することが必要だと思うのです。そうであれば、会議の理論かも分かりませんが、札幌市は、国レベルに対し、マンションの契約のときには必ず町内会費を払うように、また、きちんと払われるような仕組みをつくる提言をされるのがこの条例の担保の一つになっていくのではないかなと思います。いつもお願い、お願いではなかなか難しい面もあるので、思い切って、実を取るために、そういったことも施策の一つとして考えてみたほうがいいのではないかと日頃から思っていました。

やはり、町内会の一丁目一番地はごみステーションでして、そこをきれいにするとほかにも全部きれいになっていきまして、大事な要件だと思うので、強制力をどう持たせるのか、あるいは、どう周知徹底をするかなのです。マンションに関しては東京の会社が所有者という場合も結構多いのです。でも、東京のオーナーと話をするわけにいかないのです、何らかの法律的な裏づけが必要になってくるのではないかと、そのことは札幌市としても検討していただければありがたいなと感じています。法律を変えるか何かになるかもしれませんが、そのくらい踏み込んでやるのが町内会の維持、発展に大きく関与していくのではないかという気がしますので、ぜひ参考にいただければと思います。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、次に進ませていただきます。

議題（２）の第４期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定に当たってについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 資料５に沿い、第４期の計画策定に向けて基本的に踏まえること、これまでのいろいろなご議論の中から皆様の共通認識として出ていたポイントをまとめ、これからの全体の進め方の概略をつかんでいただくためにご説明をさせていただきます。

第４期の基本計画策定に向けては、今の第３期の取組の評価、検証をして、そこから第４期の方向性や基本目標の枠組みを考えていく必要があると考えております。

左から簡単にご説明しますが、これまでのご議論から、基本目標１として、加納委員もご指摘のとおり、参加促進、個人単位の参加促進を目標としていますが、町内会加入率、参加したことがある割合のいずれも目標を下回っており、第４期の計画策定に向けては引き続き参加が増えるような取組をしていく必要がある、その際、本日も新たな視点としてお話しいただいたものもありますが、意義をきちんと理解し、参加していただくということ、あるいは、若い方にも参加していただくためにはLINEなどのデジタルツールを積極的に活用していただくといったこともあったかと思えます。

また、町内会をはじめとする地域コミュニティの重要性についても皆様には認識をいただいていると感じているところでございます。

続きまして、基本目標２の運営体制の強化です。基本的には団体を対象としての目標でしたが、さぼーとほっと基金の登録団体、市民活動サポートセンターへの登録数、市内のNPO法人数、いずれも緩やかな減少傾向にあります。これらを増やすためには、例えば、さぼーとほっと基金でいえば、寄附が増え、助成が増え、利用していただくための登録団体が増えというそもそもの底上げが必要なこともありますし、市民活動サポートセンターについても認知がまだ十分ではなく、施設としての活用が不十分なところも少なからずあったかと思えます。また、コロナ禍でリアルな建物を使って活動するというものから変わってきたということもあろうかと思えます。

これまでのご議論の中でも、そういう社会情勢の変化、ニーズの変化なども踏まえ、今本当に必要な困り事に対し、選択と集中をした上での情報提供や人材育成、さぼーとほっと基金をはじめとした財政支援など、必要なところに必要なものが届くように重点化していくことが必要だというようなご視点でお話があったかと思えます。

また、今日も、学生などの若いときからまちづくりの担い手としてしっかり育ってほしいというような話もこれまでの会議で数々伺ってきたところでございます。

そこで、基本目標３ですが、連携の促進ということで、今日のご議論の中でも、町内会のみではなく、町内会のほか、地域が緩やかにというようなお話もあったかと思えますが、NPOや福まち、学校、商店街など、様々なところと連携を進めていく必要があるのかなと考えております。そのためには、例えば、企業などにもっと分かりやすく訴えていくことのほか、連携しやすいような仕組みづくり、機会の創出も大事になってくるのかなと考

えておりまして、第4期計画に向けていろいろと踏まえるべき視点があるなど思っております。

そして、そこから矢印が右側に向かっております。皆様でご議論を深めていただいたことに加え、この計画は札幌市の総合計画であるまちづくり戦略ビジョンの個別計画でもあるということで、札幌市全体として目指している都市像や目標に沿った形で一度整理し直すことが必要です。

秋元市政の第3期が始まったところでして、2023年から2026年の4年間、公約では、六つの道標ということで、6本の柱があるのですが、その一つに安全で快適に暮らせる街「暮らし、防災・防犯」という大きな柱があります。その中で「町内会等の地域活動を支援します」ということが明記されております。

具体的には、先ほど川村市民自治推進課長からもご説明しました、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」に基づき、生活道路に係る除排雪、ごみステーションの適正管理、町内会活動の担い手の確保など、町内会の活性化に向けた支援策を実施する、そして、NPOをはじめとする様々な団体が地域の課題解決に向けて行うまちづくり活動を支援しますと秋元市長もこの4年間の取組を言っておりますので、私どもとしてはそれに沿って事業や施策を組み立てていきます。

戦略ビジョンでは、目指すべき都市像は、今までのご議論で町内会の肝も雪とごみだなというようなことがありましたが、「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが豊かな暮らしと新たな価値を創る持続可能な世界都市・さっぽろ、となっております。また、人口減少の緩和もポイントになってきています。札幌市のこれからの10年を見ると、だんだんと人口も減ってきて、高齢化も進んで、町内会をはじめ、NPOにしても担い手がいなくて解散してしまうようなところも出てきていますが、そういった大きな影響を何とか緩和し、持続的に成長するにはどうしたらいいかという視点があります。そのためには、若い世代へ働く場もそうですし、まちの魅力もそうですし、そういった形でのアプローチを強化していこうというような話が進んでおります。

まちづくりの大きな三つの重要概念としては、ユニバーサル（共生）、ウェルネス（健康）、スマート（快適・先端）というものがありますが、ユニバーサルとは多様性のある社会の実現ということで、福祉の分野をはじめ、外国人や若い人など、様々な方が参加していただけるようなまちを目指すこととなります。

そして、ウェルネスは、誰もが生涯健康で学び、自分らしく活躍できる社会の実現となります。

それから、スマートは、先ほど来、町内会のデジタル化というようなことも言いましたが、そういった取組も重要概念にひもづくものになってきます。

この戦略ビジョン全体では8分野、20の目標があるのですが、その7番目に「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」という目標が立てられております。

目指す姿としては、誰もが自身のライフスタイルに合わせながらまちづくり活動に参加

し、支え合いながら地域の課題を解決していく、そして、それを区役所やまちづくりセンターが拠点となり、推進しているということがあります。そして、地域コミュニティの中核として地縁による団体、町内会、自治会が生き生きと活動していること、その町内会や自治会に加え、福祉のまち推進センター、NPO、商店街、企業など、多様な主体が参画し、地域に密着したまちづくり活動を推進しているというような姿を目指すこととなります。

なお、充実・強化する施策としましては、この資料に書かれているように、幾つかの項目がまちづくり戦略ビジョン審議会から3月に出された答申にあります。どれも重要な項目ですが、特に二重丸のついたまちづくり活動の担い手の育成確保、町内会活動や重要性への理解の促進、多様な主体による活動や協働の促進は重要な点だとまとめられています。こちらの戦略ビジョンは審議会の答申を受け、札幌市として案をまとめ、市民の皆様に対してパブリックコメントを行い、秋をめどに策定するという流れになっております。

ちょっと説明が長くなったのですが、これまで私たちが議論してきた第3期の検証、成果、そして、これから札幌市全体として目指していくという方向性を基に進めていくということです。9月までの間に促進テーブルで会議を重ね、検討していくことになるのですが、本日は、まず、基本目標や方向性に関し、何か追加したほうがいい新たな目標があるのか、あるいは、この点は特に重要なので、力を入れていくべきである、また、それを測るための指標としてこれを伸ばすというような明確な指標を定めたらいいのではないかなど、大きな方向性についてのご意見をいただきたいと考えております。この表では、今ある三つの目標に加えるとしたら二つぐらいかなということで書いておりますが、目標は四つでも五つでも六つでも皆様のご議論で変えられます。

本日は大きな方向性について自由にご指摘をいただきまして、皆様のご議論を踏まえた上で、次回の事業検討部会では、札幌市としてはこのような枠組みで第4期計画を進めていったらどうかという案をお示ししたいと考えておりますので、ご意見を頂戴したいと思います。

○倉知委員長 ただいまの説明に対し、基本目標や重点施策、成果指標など、大きな方向性等について何か質問やご意見等はございませんか。

○高山委員 第3期の三つの表現は基本的に引き継がれるべきものと考えられているのか、それとも、一から考えるものなのか、確認します。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 三つの目標のうち、達成できていないものもありますので、何らかを引き継いでいくものは出てくるのかなとは思っていますが、表現として参加促進という言葉そのまま使わなければならない、枠組みとしてこうしなければならないというものはありませんので、自由にご議論をいただき、組合せを変えることもできると考えております。

○倉知委員長 基本目標みたいものは大きな方向性として今ある程度決めておくべきものなのか、事業検討部会で議論するものなのか、教えていただけますか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） この後、スケジュールをお示しさせていただくのですが、事業検討部会は7月、8月、9月と3回行う予定です。

本日、結論を出す必要はないのですが、方向性について大きく変えたい、こういう点は大きく追加したいというものがあれば、本日は全員がおそろいですので、ご意見をいただき、それをまとめた案を事業検討部会に出し、もんでいただこうと思っておりました。

○倉知委員長 今の説明を踏まえて何かご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○高山委員 町内会に関する条例がこのたびできたということで、これまでは加入率だけが唯一の尺度だったわけですが、先ほどの雪やごみ、あるいは、その他必要な活動も挙がっていますので、町内会活動に関しての尺度として加入率以外のものが加わってもいいのかなという印象を本日の皆さんのお話を聞いて受けました。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○吉岡委員 高山委員がおっしゃったとおり、ごみや雪はすごく大きなテーマなので、大事だなと思います。

もう一つは、札幌市まちづくり戦略ビジョンでも、まちづくりの基本目標として誰もがというワードが入っていますし、充実・強化する施策でも多様な主体による活動や協働の促進という言葉もありますので、誰もが、や、多様な、を意識した参加促進の中身としてつくったらいいのではないかと考えています。世代が様々で、子どもから高齢者までということイメージし、少し踏み込んだ目標があったらよりアプローチしやすいのではないかとイメージを持っています。

また、外国人もそうですけれども、札幌市はパートナーシップ宣誓制度のようなものにも先進的に取り組んでいるまちでもありますので、性的マイノリティーの人たちの暮らしやすいまちづくりということから、町内会活動やまちづくり活動につなげてということも含め、担い手を意識した中身を考えたらいいのではないかと考えております。

○倉知委員長 基本目標といいますか、大きな目標というのは、第2期は参加、向上、交流、連携で、第3期は参加促進、運営体制強化、連携促進へと変わったわけですね。第4期でも基本的にはこの方向性を引き継いでいながら、その中の重点施策などの細かいところで今のようなご意見を織り込んでいくということですか。

○吉岡委員 私の今言った中身で言うと、恐らく、基本目標の基本施策、重点施策としてこれこれこれとなるのでしょうかね。

○倉知委員長 それとも、特に目立たせるために、基本目標として、別枠でとにかくここは注目みたいな感じで作ったほうがいいという感じなのですか。

○吉岡委員 そこまで私の中では整理ができていませんでした。どういう形がいいのかも含め、次の事業検討部会で考えていきたいと思うのです。どのような枠組みをつくらばいいのか、今はそこまではお伝えできないのですが、やはり多様な人たちがもっとまちづくりというものに、先ほど武岡委員のご発言にもありましたけれども、もう少し踏み込ん

で考えていけるような、市民の誰もが見ても分かるような感じで整理されていたらいいなというイメージです。

○倉知委員長 そのようなイメージで事業検討部会に持って行っていただければと思いますが、事務局はよろしいでしょうか。

○事務局（木村市民活動促進係長） 分かりました。そのようにしたいと思います。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○加納委員 基本目標3に連携促進とあり、連携の重要度がどんどん上がっていると思っております。その中で非常に気になるのが市民まちづくり活動団体間の連携の促進と書いてあることです。行政と市民まちづくり活動団体間の連携はどうなっているのでしょうか。

私は、この20年近く、札幌でまちづくり活動をしていますけれども、秋元市政になってからNPOと行政との協働が弱くなっているなと感じています。これは秋元市長とも議論をしたことがあるのですが、何とかもう一回立て直さなければなという話もしております。公民連携の促進ということをしかりとこの連携の中にぜひ書いていただきたいと思っております。様々な市民活動団体が行政ともしかり連携し、市民は市民だけでやるのではなく、行政と相談しながらやっていくというのが一つです。

さらに、その中でも、こんなにたくさんあるまちづくり活動団体の一つ一つと向き合っていられませんかということもあるでしょうから、行政は特に中間支援団体との連携を強化すべきだと思っております。北海道NPOサポートセンターは全体ですけれども、分野、分野で中間支援団体があるのです。吉岡委員は子どものネットワークをつくっておられますし、福祉は福祉であるでしょう。そういう中間支援のNPOとの連携促進ということも第4期の重点施策としてぜひ検討していただきたいと思っております。

○倉知委員長 今の意見も参考にして案をつくっていただければと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 次に、議題（3）の第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画策定の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 資料6のA3判縦のカラーの資料になります。

以前と記載内容は変わっているのですが、大枠としてお示ししたことがある資料になります。

まず、5月31日の本部委員会が本日開催しているものになります。本日、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の見直しの基本的方向性についての諮問をし、第3期基本計画の振り返りなどを行いました。この後、6月から7月にかけて市民活動団体へのアンケート調査及びさぼーとほっと基金寄附者へのアンケート調査を実施し、また、市民まちづくり活動団体との意見交換会の開催を予定しております。

まちづくり活動団体との意見交換会では、団体が実際に抱えている課題がどのようなもの

なのかを掘り下げ、生のご意見をお聞きしたいと思っています。

今後、7月、8月、9月と事業検討部会を開催させていただきますが、先ほどご説明したアンケート調査や意見交換会で出された意見を踏まえて検討していただくこととなります。そして、9月下旬頃になると思いますが、本テーブル会議としての意見をまとめ、第4期基本計画の答申を作成し、その後、10月頃に市長に答申をすることとなります。

答申を受けまして、10月から11月にかけて市の内部でさらに検討、調整を進め、12月には基本計画の素案を確定させたいと考えています。

また、先日よりご意見をいただいているさぽーとほっと基金についても、今後5年の活動団体への財政的支援の方向性などを整理して、助成額や助成率などの制度の見直し案を検討し、12月頃の本部委員会で方向性を決めることができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

基本計画に話を戻させていただきます。

基本計画の素案が確定しましたら、パブリックコメントにかけて市民からご意見をいただこうと思っています。パブリックコメントの結果を公表し、その後、2月頃に基本計画の最終案を決定して議会にも説明をした上で今年度の3月中には基本計画を確定させたいと考えております。

このようなスケジュールで考えているのですけれども、1点、確認させていただきたいことがございます。

事業検討部会で次期の基本計画の方向性について議論、検討していただきまして、その結果を本部委員会にお諮りするというような形で進めていくようにしていきたいと考えているのですが、そのような進め方でご了承をいただけますでしょうか。その確認をさせていただき、私の説明等を終わらせていただきます。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

○吉岡委員 7月の市民まちづくり活動団体との意見交換会には私なども参加できるものなのでしょうか。どういう形で行われるのか、教えていただけますでしょうか。

○事務局（木村市民活動促進係長） これから市民まちづくり活動団体、具体的には、NPO法人、さぽーとほっと基金に登録している団体、市民活動サポートセンターに利用登録をしている団体様に対してアンケート調査を実施します。それと併せて市民まちづくり活動団体の意見交換会のご案内をさせていただき、人数を絞らないといけないので、全員が全員ということは難しいのですけれども、その後、参加の意向があった方を募って開催したいと考えております。

参加の希望が多ければ抽選となりますので、この場で大丈夫ですと言うことは難しいです。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 今のご発言は先生の属する先ほど言われた子育てネットワークの団体としてということでしょうか。

○吉岡委員 そういうことではなく、事業検討部会の議論を進める上で生の声も聞いてみ

たいなという、そういうことで質問させていただきました。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） オブザーバー的に見学されたいという趣旨ですか。

○吉岡委員 参加が可能であれば出たいという思いがあります。また、事業検討部会のメンバーがそこに参加する必要があるのかしらということも含めてお伺いしたところでは。

可能であれば参加させていただきたいなという思いもありますが、人数など、いろいろな事情があって難しい場合は無理には思っておりません。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 分かりました。実施の日程など、詳細はまだ決まっておりませんが、いつ開催されるのかといった情報も共有しながら進めてまいりたいと思います。

○倉知委員長 情報の共有をよろしくお願いいたします。

これは事業検討部会の方向けになるのですか。審査部会の方でも気になるという方がいらっしゃるかも含め、ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 次に、議題（４）のその他ですが、何かご提案等のある委員の方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 なければ、事務局から連絡事項等がありますか。

○事務局（神市民自治推進室長） 私から一つお願いです。

今、スケジュールが示されましたが、来年春の策定となるとかなりタイトなスケジュールになりますし、検討部会を秋に向けて３回ということでは。目標は来年春としていますがけれども、しっかりと皆さんの議論を踏まえ、皆さんの思いや考え方をこの計画に載せていきたいと思っていますので、それを優先し、場合によっては個々にご相談しながら、先ほど言った目標をどうするのか、そこにぶら下がるそれぞれの施策をどうするのかの個別の相談も行い、事業検討部会がしっかりと流れる動きにしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

○倉知委員長 それでは、事務局から連絡事項等はありませんか。

○事務局（木村市民活動促進係長） まず、先ほどお話しさせていただきましたスケジュールですが、今後、７月、８月、９月に事業検討部会を開催させていただきます。日程が迫ってきていまして、すぐに日程調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、審査部会の方につきましては、先日、ご連絡を差し上げましたが、７月２９日にさぽーとほっと基金の後期公募のプレゼンテーション審査を実施したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○倉知委員長 最後に何か発言等のある方はおりませんか。

○武岡委員 議事録がホームページで公開されると思うのですが、たしか、この委員会の

議事録は文字起こしをきっちりされていましたがよ。話し言葉がそのままですと読み手にとって読みにくいということがありますし、間違いがないかどうかの確認をさせていただきたいと思うので、公開前に確認させていただけますか。よろしくお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） そのようにさせていただきます。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 閉 会

○倉知委員長 それでは、以上をもちまして令和5年度市民まちづくり活動促進テーブル第1回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。

以 上